

埼玉県吹奏楽連盟 危機管理運営マニュアル

令和8年7月13日制定

危機的イベントが発生した場合以下の各項に基づき、オンラインによる臨時理事会を開催しその決定に従い対応する。ただし、緊急時には常任理事会の決定、更には現場（会長・理事長・実行委員長）の判断を最優先し、事後において理事会に報告するものとする。

1 自然災害等によるイベント発生時

(1) 主催事業開催前

ア 想定される事象

- ① 自然災害により、半数以上の団体が市町村単位で出場できなくなった。

（例）参加団体の所属する市町村教育委員会から休校等の措置がとられた場合

- ② 主催会場並びに周辺地区が自然災害により使用できなくなった。

（例）登校、移動する際の道路等の陥没や建物等の崩落、大規模浸水等により、出場団体の多くが学校等への登校または大会会場への移動が著しく困難になった場合

- ③ 警報の発令が予測され、各団体の参加が著しく困難になった。

イ 事象に対する対応（理事会決議）

原則として中止の措置をとる。期日を延期しての実施は行わない。

ウ 中止となった場合の大会代替対応

- ① 吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト

〈県大会〉

参加希望団体による各地区大会の演奏記録（録音）、または自団体で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、西関東吹奏楽コンクール・西関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。

〈地区大会〉

参加希望団体が自団体で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、県大会への代表団体を決定する。

いずれの大会においても、開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

- ② 小学生バンドフェスティバル・マーチングコンテスト

参加希望団体による演奏記録（動画）を用いた審査を行い、西関東小学生バンドフェスティバル・西関東マーチングコンテストへの代表団体を決定する。動画については、固定カメラで全景の映像を撮影する。開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

- ③ その他の事業（支部研究発表会等）

原則として代替対応は行わない。

(2) 主催事業開催中

ア 想定される事件事故

- ① 自然災害により半数以上の団体が市町村単位で出場できなくなった。
- ② 主催会場並びに周辺地区が自然災害により使用できなくなった。
- ③ 事業開催中に自然災害等が発生し、事業の続行が不可能になった。
- ④ コンクール・コンテストにおいて演奏中に地震等が発生し演奏が中断した。

イ 事件事故に対する対応（理事会決議）

- ① 次項の場合を除き、原則として中止の措置をとる。
- ② 発生した自然災害が軽微で事業の続行が可能と理事会が判断した場合は、可能な限り時間を延長して事業を続行する。イ
- ③ アー④の場合は、該当部門の最後に再演奏を行う。

ウ 中止となった場合の大会代替対応

- ① 吹奏楽コンクール・小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・アンサンブルコンテスト〈県大会〉

参加希望団体による各地区大会の演奏記録（録音）、または自団体で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、西関東吹奏楽コンクール・西関東小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・西関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。

〈地区大会〉

参加希望団体が自校で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、県大会への代表団体を決定する。

いずれの大会においても、開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

- ② マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル（フロア部門）

参加希望団体による演奏記録（動画）を用いた審査を行い、西関東マーチングコンテスト、西関東小学生バンドフェスティバル（フロア部門）への代表団体を決定する。動画は、固定カメラで全景の映像を撮影する。開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

- ③ その他の事業（支部研究発表会等）

原則として代替対応は行わない。

(3) 事業が中止になった場合の、大会参加負担金・入場券等の扱い

原則として返金等は行わない。

2 感染症法に分類される疾病発生時

(1) 主催行事開催前

ア 想定される事項

- ① 開催地の行政（埼玉県又は市町村教育委員会等）から、事業の延期又は中止・自粛の要請が出された。

② 埼玉県吹奏楽連盟主催事業において、出場予定団体の半数以上が不参加となった。

③ その他、埼玉県吹奏楽連盟理事会でその必要を認めた。

イ 対応（理事会決議）

原則として大会開催中止の措置をとる。期日を延期しての実施は行わない。

ウ 中止となった場合の大会代替対応

① 吹奏楽コンクール・小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・アンサンブルコンテスト〈県大会〉

参加希望団体による各地区大会の演奏記録（録音）、または自団体で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、西関東吹奏楽コンクール・西関東小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・西関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。

〈地区大会〉

参加希望団体が自校で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、県大会への代表団体を決定する。

いずれの大会においても、開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

② マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル（フロア部門）

参加希望団体による演奏記録（動画）を用いた審査を行い、西関東マーチングコンテスト、西関東小学生バンドフェスティバル（フロア部門）への代表団体を決定する。動画は、固定カメラで全景の映像を撮影する。開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

③ その他の事業（支部研究発表会等）

原則として代替対応は行わない。

(2) 主催事業開催中

ア 想定される事項

① 開催地の行政（埼玉県又は市町村教育委員会等）から、事業の延期又は中止・自粛の要請が出された。

② その他、埼玉県吹奏楽連盟理事会でその必要を認めた。

イ 対応（理事会決議）

原則として中止の措置をとる。ただし、理事会が可能と判断した場合には、事業を続行する。

ウ 中止となった場合の大会代替対応

① 吹奏楽コンクール・小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・アンサンブルコンテスト〈県大会〉

参加希望団体による各地区大会の演奏記録（録音）、または自団体で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、西関東吹奏楽コンクール・西関東小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・西関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。

〈地区大会〉

参加希望団体が自校で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、県大会への代表団体を決定する。

いずれの大会においても、開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

② マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル（フロア部門）

参加希望団体による演奏記録（動画）を用いた審査を行い、西関東マーチングコンテスト、西関東小学生バンドフェスティバル（フロア部門）への代表団体を決定する。動画は、固定カメラで全景の映像を撮影する。開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

③ その他の事業

原則として代替対応は行わない。

(3) 事業が中止になった場合の、大会参加負担金・入場券等の扱い

入場券についてはすべて返金する。参加負担金・審査料・その他の諸経費については、理事会においてその都度決定する。

3 主催事業開催会場における事件事故発生時

(1) 主催事業開催前

事件事故発生時に臨時理事会を開催し、対応を協議する。

(2) 主催事業開催中

ア 想定される事件事故

- ① 開催会場（ホール・体育館等）の設備事故により、出演者・観客・役員・実行委員・補助員が負傷又は死亡した。
- ② 会場駐車場内の交通事故により、出演者・観客・役員・実行委員・補助員が負傷又は死亡した。
- ③ その他の不可抗力により、出演者・観客・役員・実行委員・補助員が負傷又は死亡した。

イ 対応（理事会決議）

- ① アー①の場合、原則として中止の処置をとる。
- ② アー②③の場合その都度臨時理事会を開催し、対応を協議する。
- ③ 保障については別にこれを定める。

ウ 中止となった場合の大会代替対応

① 吹奏楽コンクール・小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・アンサンブルコンテスト〈県大会〉

参加希望団体による各地区大会の演奏記録（録音）、または自団体で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、西関東吹奏楽コンクール・西関東小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）・西関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。

〈地区大会〉

参加希望団体が自校で用意した演奏記録（録音）を用いた審査を行い、県大会への代表団体

を決定する。

いずれの大会においても、開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

② マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル（フロア部門）

参加希望団体による演奏記録（動画）を用いた審査を行い、西関東マーチングコンテスト、西関東小学生バンドフェスティバル（フロア部門）への代表団体を決定する。動画は、固定カメラで全景の映像を撮影する。開催日時・開催会場・審査方法等については、理事会において詳細を決定する。

③ その他の事業

原則として代替対応は行わない。

4 人為的ミス（成績処理不備，成績誤発表等）による事故発生時

事故発生時に臨時理事会を開催し、対応を協議する。ただし、理事会の場に該当団体の関係者は同席させない。

5 中止の通達

事業開催前、事業開催期間中に関わらず、決定事項を参加予定団体へメールで通知するとともに、埼玉県吹奏楽連盟ホームページにて公表する。

埼玉県吹奏楽連盟主催事業中止時の 演奏記録データの提出について

埼玉県吹奏楽連盟

本連盟では、主催事業が中止となる場合、埼玉県吹奏楽連盟危機管理運営マニュアルに則り、演奏記録（録音または動画）による審査を行います。

1) 演奏記録データについて

- ① 吹奏楽コンクール、小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）、アンサンブルコンテスト
 - ・中止になった場合の大会代替対応として、録音を用いた審査を行う。
 - ・下の条件を満たしていれば、地区大会の演奏の録音でも各団体で独自に録音したものでもかまわない。
- ② マーチングコンテスト、小学生バンドフェスティバル（フロア部門）
 - ・中止になった場合の大会代替対応として、演奏動画を用いた審査を行う。
 - ・下の条件を満たしていれば、地区大会の演奏動画でも各団体で独自に撮影した動画でもかまわない。

2) 録音及び撮影の条件・方法

- ・演奏は、それぞれの主催事業の実施規定に則ったものとする。
 - ・録音及び撮影に使用する機器（レコーダー・カメラ等）は1台とする。
 - ・録画の場合、真正面から演奏者全員が常時映る固定アングル（ズーム・ワイド・パン等を行わない）で、演奏全体（演奏曲全曲）を1カットで撮影する。横長の画角で撮影する。
 - ・編集（別々に収録した音と映像を合わせる、複数の録音や映像を繋ぎ合わせる、音量や音質を調整加工する等）は行わない。
 - ・各地区大会の演奏の録音、または動画データを用いる場合は、上記の条件に合う動画データを用意し、提出する。
 - ・各団体で録音、または動画を撮影する場合、次の条件も満たすこと。
 - 演奏開始時及び終了時の礼、曲名や作曲者名等のアナウンスは不要である。
 - 演奏の前後に5秒程度の間を作る。
 - 外部マイクを接続して録音及び撮影をする場合は、単体のステレオマイクまたは2本のマイクによるステレオ録音のみとする。
- ※提出された演奏記録のデータが、本項目の条件及び方法に合致していないと判断した場合、審査の対象外とする。

3) 提出データについて

【ファイル形式について】

- ① 吹奏楽コンクール、小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）、アンサンブルコンテスト
 - ・ファイル形式はMP3に限る。
 - ・規格外データの場合は再提出となる。

- ② マーチングコンテスト、小学生バンドフェスティバル（フロア部門）
- ・ ファイル形式はMP4に限る。
 - ・ 規格外データの場合は再提出となる。

【ファイル名について】

提出する際の演奏記録データのファイル名は、以下の通りとする。

① 吹奏楽コンクール

「コンクール_支部_部門・部_出演日_出演順_団体名」

（例）コンクール_東部_中学生A_0730_1番_〇〇市立〇〇中学校

コンクール_県大会_職場一般A_0730_1番_〇〇吹奏楽団

② 小学生バンドフェスティバル（ステージ部門、フロア部門）

「小フェス_部門_出演順_団体名」

（例）小フェス_ステージ_1番_〇〇市立〇〇小学校

③ マーチングコンテスト

「マーチング_部門・部_出演順_団体名」

（例）マーチング_高以上A_1番_埼玉県立〇〇高等学校

④ アンサンブルコンテスト

「アンコン_支部_部門_出演日_出演順_団体名（編成名）」

（例）アンコン_東部_中学生_1114_1番_〇〇市立〇〇中学校（クラリネット八重奏）

アンコン_県大会_職場一般_1130_1番_〇〇吹奏楽団（金管五重奏）

4) 提出方法

- ・ 定められた期日までに、ギガファイル便（<https://gigafile.nu/>）を経由して、アップロード情報（アップロード先のURL）を埼玉県吹奏楽連盟事務局に提出する。ギガファイル便の利用方法については、ギガファイル便のトップページからヘルプを参照する。

※アップロード情報の送信先メールアドレス

saitama-suiaren@gol.com（埼玉県吹奏楽連盟事務局）